

## 流木等処理負担金実施要領

〔 5 河 第 1 0 6 号 〕  
〔 令和 5 年 6 月 2 0 日 〕

## (通則)

第 1 条 流木等処理負担金（以下「負担金」という。）は、公衆の安全で快適な海岸利用の確保を目的とし、異常気象により海岸に漂着した流木やゴミ等を緊急的に処理する沿岸市町に対して、広域的かつ二次災害防止の観点から、県が海岸管理者として処理に係る経費の一部を負担するもので、その負担金に関しては、この要領の定めるところによる。

## (負担の対象及び負担率)

第 2 条 県は、市町との協議に基づき、予算の範囲内において、対象となる経費の 1 / 2 以内を負担する。

2 負担の対象となるものは、各号の要件を満たすものとする。

- (1) 台風等の異常気象で発生したもので、期間は原則として 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までとする。
- (2) 県（建設局所管及び都市・交通局所管）及び市町が管理している海岸保全区域とこれと連続している一般公共海岸区域に漂着したもので、漂着量が市町の地先の海岸で 6 0 m<sup>3</sup>以上となるもの。
- (3) 対象となる経費は、廃棄物として適正に処分するために必要な工事費（集積、選別、積込、運搬及び焼却等の処分にかかる費用）とする。
- (4) 年度内に処理完了するもの。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の対象となるものは除く。

## (計画書の提出)

第 3 条 市町は、第 2 の負担の対象範囲に該当して流木等を処理する場合、速やかに流木等処理計画書（様式第 1）に別に定める書類を添えて、建設事務所長又は港務所長（以下「建設事務所長等」という。）に提出するものとする。

2 計画書の提出先は、流木等が漂着している主たる海岸を所管する建設事務所等とする。

## (協定の締結)

第 4 条 建設事務所長等は、その内容を審査して協定書（様式第 2）を締結し、その写しを建設局長に報告するものとする。

(実績報告書の提出)

第5条 市町は処理工事の完了後、速やかに流木等処理実績報告書（様式第3）に別に定める書類を添えて、建設事務所長等に提出するものとする。

(負担金額の確定)

第6条 建設事務所長等は、流木等処理実績報告書を受理したときは、建設局長に協議し、流木等処理負担金確定通知書（様式第4）を交付するものとする。

(負担金の支出)

第7条 市町は、請求書（様式第5）に負担金確定通知書の写しを添えて建設事務所長等に提出するものとする。

2 建設事務所長等は前項の請求書を受理したときは、速やかに負担金を支出しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年1月1日から適用する。

この要領は、令和5年6月20日から適用する。